



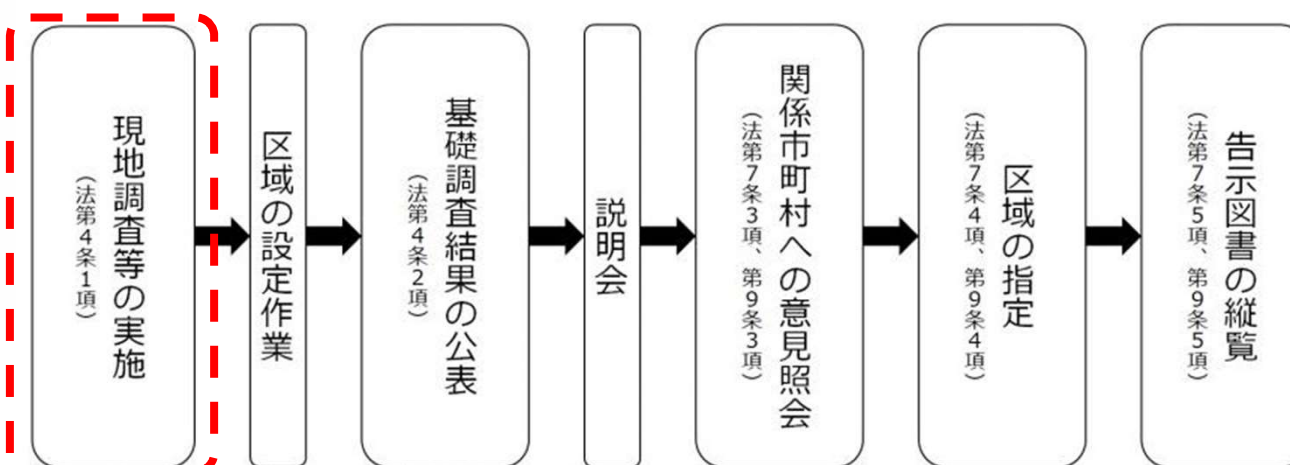
がけ地の現地調査について

神奈川県は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定に必要な調査を実施しています。

横須賀土木事務所管内では、令和2年度までに土砂災害警戒区域等を指定しましたが、地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、調査を実施し、区域を見直します。

この調査では、皆様の土地に立ち入らせていただくことがありますので、ご理解ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

基礎調査から指定までの手続き



※図中の法は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」を指します

本資料で説明する範囲



調査の流れ

1. 調査箇所の抽出

現地調査に先立ち、航空写真等から調査箇所を抽出します。



2. 地権者調査・お知らせ送付

抽出した箇所について、皆様の土地に立ち入らせていただき現地調査を実施します。そのため、事前に土地所有者の調査・お知らせの送付や居住者へのポスティングを実施します。



3. 現地調査

現地でがけ地の地形の調査（高さ、傾斜度（勾配））、地質の確認（目視）、対策施設の状況確認等を実施し、指定要件を満たすか調査します。



⇒調査後、区域の設定作業を行います。

1.調査箇所の抽出について

航空写真等から調査箇所を抽出

①新規抽出箇所の抽出

前回調査※1で用いた地図より詳細な地図（3次元数値地形モデル）を用いて指定要件※2を満たす箇所を高い精度で抽出します。

※1：令和2年度までに実施した1巡目調査

※2：がけの高さが5m、傾斜度30度以上の箇所

②地形改変箇所の抽出

前回調査で用いた地図と最新の航空写真を重ね、建物や宅地の形状が変化した箇所を抽出します。



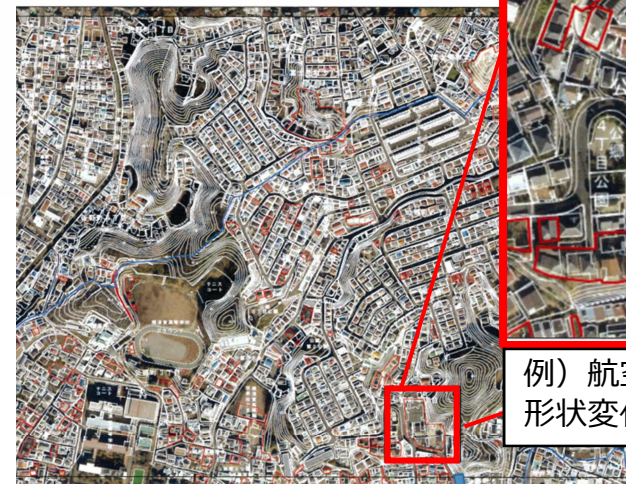
当時基礎調査に用いた地形図

例）3次元数値地形モデルから指定要件を満たす箇所を抽出



5mメッシュDEMより作成した地形図

近年の土砂災害における課題等を踏まえた土砂災害対策のあり方について（答申）（R2.3 国土交通省）に加筆



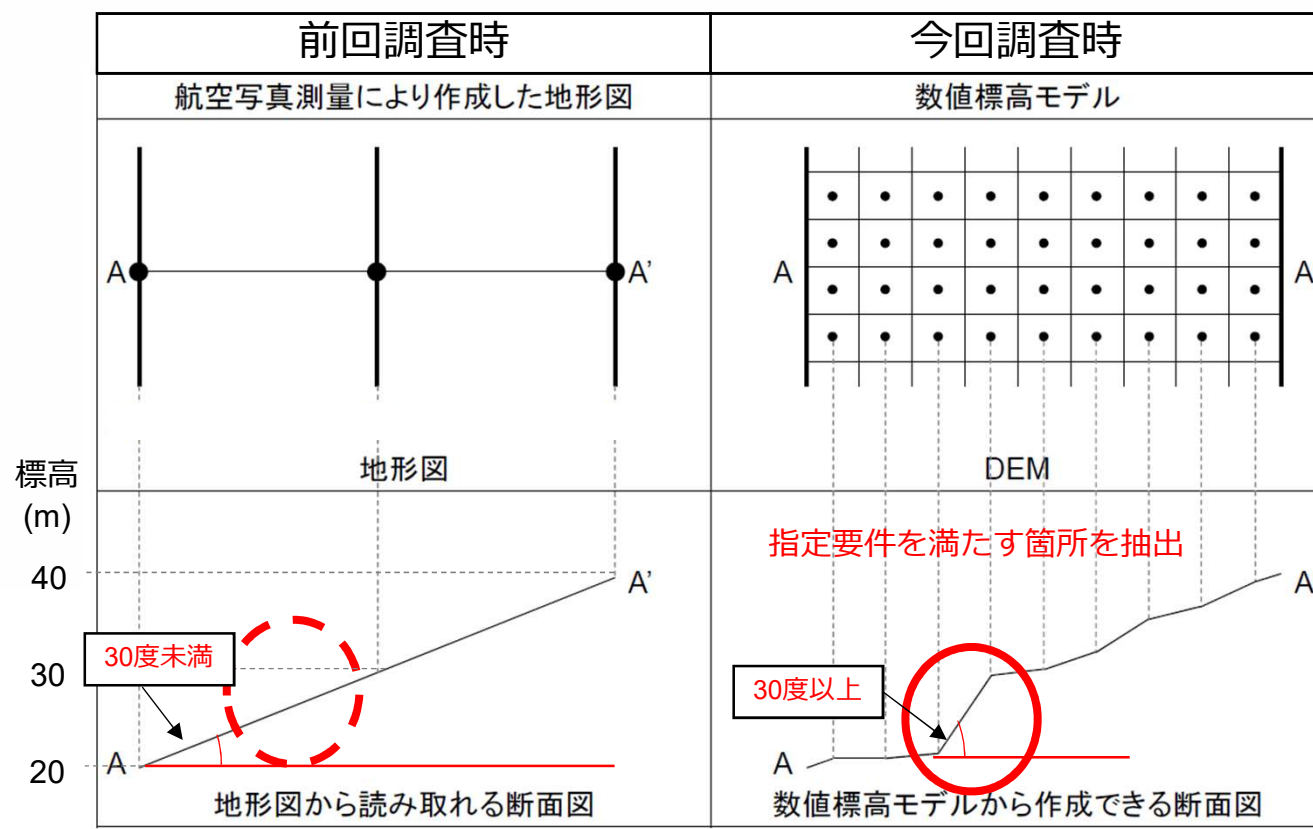
例）航空写真から宅地の形状変化を確認

1.調査箇所の抽出について

①新規抽出箇所の精度向上イメージ

3次元数値地形モデル（数値標高モデル：DEM）を用いて指定要件（がけの高さが5m、傾斜度が30度以上の箇所）を抽出します。

抽出した箇所は、より詳細に現地の状況を確認するため、現地調査を実施します。



DEMデータは、地表面を等間隔の正方形に区切り、それぞれの正方形に中心点の標高値を持たせたデータです。

前回調査に比べ
より細かな地形の起伏
を確認可能となりました

2.地権者調査について

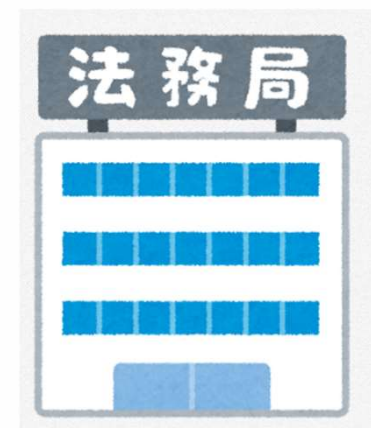
抽出した箇所について、皆様の土地に立ち入らせていただき現地調査を実施します。
そのため、事前に土地所有者の調査や居住者へのポスティングを実施します。

①土地所有者の調査

調査箇所（崖とその周辺約10m程度の範囲）の登記情報を法務局で調査します

取得した住所あてに調査のお知らせを送付します。

立ち入る2週間前までにお知らせを送付予定です。

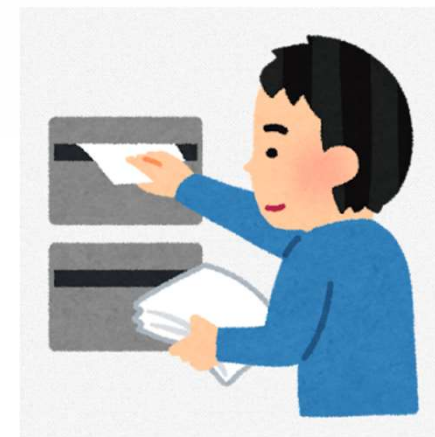


②居住者へのポスティング

調査時に土地に立ち入る可能性があるお宅へ事前にポスティングします。

※主に斜面と斜面の上端、下端に面したお宅

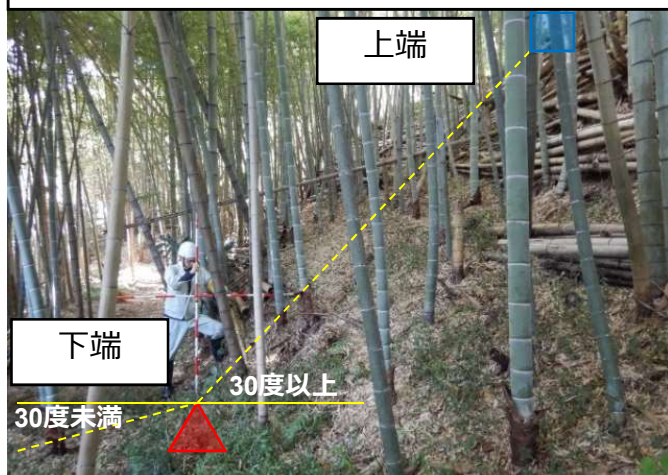
※集合住宅などは管理事務所等へポスティング



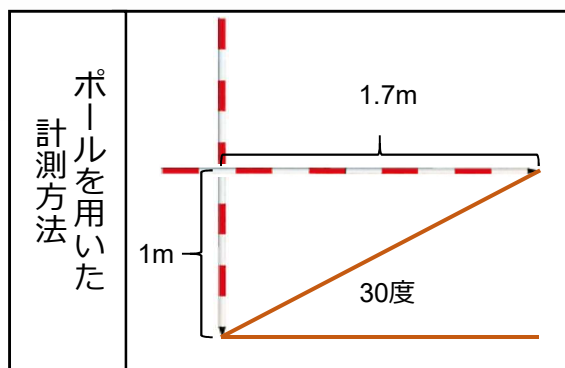
3.現地調査について

現地でがけ地の①地形の調査（傾斜度（勾配）、高さ）、②地質の確認（目視）、③対策施設の状況確認を実施し、併せて、写真撮影等を実施します。

①地形の調査



傾斜度が30度以上となる範囲を確認し、斜面の上端、下端を設定します。



高さと傾斜度はポールを用いて測定します。

Kanagawa Prefectural Government

②地質の確認



表層土の地質を確認します。

③対策施設の状況確認



対策施設の有無やひび割れ等を目視で確認します。

⇒調査結果等を基に、区域の指定要件（高さ5 m以上かつ傾斜度30度以上）を満たす範囲を明らかにし、区域指定が必要と思われる場合は、現地で詳しい測量を実施します。



現地調査に係わるよくある質問について

現地調査の際は、ひとことお声かけの上、敷地に立入らせて頂きますので、何卒ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、皆様の立会は必要ありません。（家屋内には立ち入りません）

※このほかにもホームページ上によくある質問を記載しておりますので合わせてご確認ください。

〔横須賀土木事務所へのお問い合わせ先〕

急傾斜地第一課（横須賀市北部、逗子市、葉山町）電話：046-853-8800

急傾斜地第二課（横須賀市南部、三浦市）電話：046-853-8800

※窓口でのご相談もお受けしております

場所：神奈川県横須賀土木事務所 2 階（横須賀市公郷町1-56-5（バス停：公郷一丁目））

受付時間：9:00～12:00、13:00～16:30（土・日・祝日を除く）

